

幼児教育・保育無償化のための申請案内

(子育てのための施設等利用給付認定)

幼児教育・保育無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請の手続きについてのご案内です。内容をよく確認のうえ申請してください。

なお、既に新2号、新3号の認定を受けている方も認定の更新時期となりますので、本申請をしていただくようお願いいたします。

1 認可外保育施設等の利用料について

居住する市町村から保育の必要性の認定を受けた場合に、3歳児（満3歳になったあとの最初の4月以降）から5歳児（小学校就学前）までの子どもについては月額37,000円まで、0歳児から2歳児（満3歳になった日から最初の3月31日）までの住民非課税世帯の子どもについては月額42,000円までが無償となります。

※幼稚園・保育所・認定こども園等を利用していない方が対象となります。

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化対象外です。

※認可外保育施設等とは下記表の「④利用できる主な施設」のことを指します。

※富谷市の認可保育所にお申し込みをされていて、入所保留状態となっている児童は本申請は不要です。

※「富谷市認可外保育園保育料補助金」は令和元年度10月以降は0歳児から2歳児の市町村民税課税世帯のみ対象となり、3歳児以上は本申請が必要となる場合がございます。（別添の確認チャートで御確認ください。）

2 施設等利用給付認定

(1) 子育てのための施設等利用給付認定について

無償化の対象となるためには、居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。施設等利用給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって認定区分が分かれており、認可外保育施設等を利用する場合は、新2号または新3号認定を受ける必要があります。

① 給付認定区分	② 要件	③ 保育の必要性	④ 利用できる主な施設
新2号認定	令和4年4月1日時点で <u>3歳以上</u> の小学校就学前の子ども	あり	・認定こども園、幼稚園、特別支援学校 ・認可外保育施設（企業主導型保育施設は除く）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号認定	令和4年4月1日時点で <u>3歳未満</u> の子どもで、 <u>市町村税非課税世帯</u> に属する子ども		

(2) 申請要件

お子さんと保護者が保育施設等の利用開始時点において富谷市に住民票がある方が申請できます。

(3) 保育の必要性の事由について

新2号認定または新3号認定を受けるには、申請要件に加えて保育の必要性が要件となります。

保護者（父母等それぞれ）が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、無償化の対象となります。

- 1 1ヶ月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
※育児休業中の場合、施設等の利用開始日の2ヶ月後までに復職する場合のみ対象となります。
※無収入で就労と認められない場合は対象になりません（ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会役員等）
- 2 妊娠中または出産後間が無く、兄姉の保育が困難な場合
※認定期間は産前2ヶ月、産後3ヶ月までとします
※母子手帳の写しが必要です。
- 3 保護者の疾病、障がい等の理由で保育が困難な場合
※身体障害者手帳、介護保険認定申請証、診断書の写しが必要です。
- 4 家庭内の親族を常に介護・看病している場合
※身体障害者手帳、介護保険認定証、診断書等の写しが必要です。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
- 6 求職活動中である場合
※認定期間は2ヶ月となります。
※就労証明書のご提出により認定期間が変更になります。
- 7 就学により保育が困難な場合
※職業訓練校等における職業訓練を含む
※在園（学）証明書、学生証の写しが必要です。
- 8 虐待やDVの恐れがある場合

※認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合、無償化の対象から外れます。

引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、新たに上記の事由に該当し、新2号または新3号認定を受ける必要があります。

3 申請手続きについて

申請書配布場所：富谷市役所子育て支援課、市内無償化対象施設

提出先：富谷市役所子育て支援課

認定申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付のうえ富谷市役所子育て支援課へご提出ください。

※令和4年4月から認可外保育施設等を利用される場合は、令和4年3月22日（火）までに子育て支援課に申請書をご提出ください。

※令和4年5月以降に認可外保育施設等を利用する場合は、施設利用の1ヶ月前を目安に、お早めに申請願います。

《提出書類》

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

※兄弟姉妹で同時に申請される場合も、ひとり一枚ずつ申請書を提出してください。

②保育を必要とすることを証明する書類（同居家族全員分）

※同居の祖父母について、住民票上世帯分離をしていますが同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。

③令和3年度非課税証明書

いずれにも該当する方のみ提出が必要です。

・令和4年4月1日時点で0歳児～2歳児の方

・令和3年1月1日時点で富谷市に住民票がない方

※令和3年1月1日時点で住民票のあった市区町村で取得できます。

※ご両親様分の提出が必要です。

※ひとり親家庭で祖父母等と同居している場合は、その方の分も提出が必要です。

④マイナンバー関係書類

施設等利用給付認定の申請にあたり、下記の書類を提出してください。

【1】保護者（申請者）と児童の個人番号を確認できる（以下いずれか）書類の写し

個人番号カード（顔写真入り）

個人番号の通知カード

個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

【2】保護者（申請者の）身分証明書（以下のいずれか）の写し

顔写真付きの証明書1点

個人番号カード（顔写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

住民基本台帳カード等

顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書等を2点

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証

恩給証明書

※兄弟姉妹が同時に申請する場合「マイナンバー関係書類」は世帯で1部の提出で構いません。

4 給付認定の取り消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当することとなった場合には施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

○富谷市外に居住する場合

富谷市に居住していることが、富谷市から給付認定を受けるための要件の一つです。

そのため、富谷市外に転出された場合は、転出先の市区町村へ別途申請を行う必要がございます。

○保育を必要とする認定を受けることが出来なくなった場合

新2号・新3号認定の場合、「就労を理由に認定を受けたが退職した（月64時間以上就労しなくなった）」、「疾病を理由に認定を受けたが、完治した」など保育を必要とする事由が無くなった場合は、認定が取り消され、無償化の対象外となります。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「子育てのための施設利用等給付認定・変更申請書」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに提出してください。

○給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に新2号・新3号の認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要になる場合は認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

《注意事項》

- 1 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」は、保護者が漏れの無いよう記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申請される場合でも、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要です。
- 2 必要書類は申請書に必ず添付してください。提出が確認できない場合は、支給認定をすることが出来ません。
- 3 施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた場合、保育の必要性の認定事由の状況確認のため、給付認定後も年に2回程度保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めさせていただきます。
- 4 就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。また、提出前に記入漏れや内容等に誤りが無いか御確認ください。
- 5 施設等利用給付認定の審査及び申請者の同居家族の市町村民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- 6 新2号・新3号認定において求職活動や妊娠・出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（無償化対象期間）が制限されています。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出が無かった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了の1ヶ月前までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。
- 7 新2号・新3号認定において、育児休業からの復職を理由に申請される場合は、施設利用開始後2ヶ月以内に復職をしていただきます。復職後は、復職年月日が記載された就労証明書を提出してください。また、申請時点で利用開始日の2ヶ月以内に復職が出来ないことがわかっている場合は、申請できません。
- 8 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたが、その連絡が無かった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消す場合がございます。

お問い合わせ

富谷市役所子育て支援課

児童福祉担当 022-358-0516（直通）